

# 令和2年度 春の全国交通安全運動 神戸市実施要綱

## 〔目的〕

この運動は、交通事故から尊い人命を守るために、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに広く交通安全知識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けることにより、市民・事業者と関係機関や行政が手を携え協働の理念で、交通事故のない「安全で安心なまちづくり」を実現することを目的とする。

## 〔期間〕

1. 令和2年4月6日（月）から15日（水）までの10日間
2. 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

## 〔重点項目〕

### 1. 子供を始めとする歩行者の安全の確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が約4割と最も高く、歩行者側にも横断違反等の法令違反が認められること、依然として道路において子供が危険にさらされていること、高齢者交通事故死者全体の4割以上が歩行中の事故であることから、歩行者の安全確保を図る必要がある。

#### (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ①横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化
- ②歩行中児童の交通事故や高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等
- ③安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

#### (2) 歩行者の安全の確保

- ①通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ②加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性
- ③反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進
- ④スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知
- ⑤電動車いす、大型の電動乳母車の交通ルールとマナー

### 2. 高齢運転者等の安全運転の励行

死亡事故の第1当事者の多くが自動車であること、「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生していることから、歩行者保護意識の向上が

必要であること、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者全体の3割以上を占め、その減少が強く求められていること、全国的に高齢運転者による重大交通事故が発生していること、後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだ低調であること、重大交通事故の原因となる飲酒運転等の危険運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、安全運転の確保が必要である。

#### (1) 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ① 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- ② 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底
- ③ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と施行された改正道路交通法による罰則強化についての指導・啓発
- ④ 早めのライト点灯、対向車や先行車がない状況でのハイビームの使用  
※ 早めのライト点灯推奨時間

期間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

#### (2) 高齢運転者の交通事故防止

- ① 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- ② セーフティ・サポートカーS（サポカーS）の普及
- ③ 高齢運転者交通事故防止対策事業の周知
- ④ 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置
- ⑤ 安全運転相談窓口（全国統一専用ダイヤル#8080）の積極的な周知及び利用促進
- ⑥ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合い

#### (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ① 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務
- ② シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用、使用方法
- ③ 高速乗合バス及び貸切バス等の全ての座席におけるシートベルト着用の必要性

#### (4) 飲酒運転等の危険運転の防止

- ① 交通事故被害者等の声などを通じた事故の悲惨さ
- ② 飲酒運転・いわゆる「あおり運転」等を許さない環境づくりの必要性
- ③ 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止

④自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用

⑤飲酒運転追放「三ない運動」

- ※ 酒を飲んだら車を運転しない
- 運転する時は酒を飲まない
- 運転する人には酒を飲ませない

⑥ハンドルキーパー運動

- ※ 自動車で複数の者が飲食店等へ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者を事前に決めておく運動

### 3. 自転車の安全利用の推進

兵庫県下において、自転車乗用中の交通事故死者が増加したこと、死傷者のうち9割以上に何らかの法令違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルールの遵守と交通マナーの周知徹底が必要である。

(1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

①「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

②傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性

(2) 自転車の安全利用の促進

- ①ヘルメット着用
- ②幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用
- ③自転車の点検整備
- ④反射材等の活用
- ⑤兵庫県自転車条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入
- ⑥自転車運転者講習制度

### **【その他の推進項目】**

広く市民に対して、以下の事項を周知・啓発する。

1. 先進安全自動車（ASV）の利用

衝突被害軽減ブレーキ等安全運転を支援する先進技術を搭載した車両は交通事故防止に寄与すること。また、先進技術はあくまでも補助装置であり、過信や油断をせず運転すること。

2. エコドライブの推進

環境負荷低減のため、アイドリングストップなどエコドライブに努めるこ

と。

### 3. 緊急自動車の優先通行への配慮

消防車や救急車等の緊急業務の円滑な遂行と交通事故防止のため、緊急走行に配慮し協力すること。